

## 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金の主な補助対象備品及び消耗品（機器等購入）

## ○補助対象となるもの

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末（ソフトウェア含む）、決済端末と接続して利用する汎用端末（PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等）、 <del>据付配線等</del>
発熱確認	熱感知カメラ（サーモグラフィ）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	<p>&lt;備品&gt; 衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トング等自動消毒装置、<del>抗菌抗ウイルス対応</del> 品、加湿器</p> <p>&lt;消耗品&gt; 手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水、 亜塩素酸水</p>
手洗い	<p>&lt;備品&gt; ペーパータオルホルダー</p> <p>&lt;消耗品&gt; ペーパータオル、せっけん</p>
換気	空気清浄機（HEPAフィルタによるろ過式であること）、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	<p>&lt;備品&gt; 料理運搬用ワゴン、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、<del>待合</del> <del>待合システム</del>、呼び出しベル（飲食店待ち客用）、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板（※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象）、人感センサー付き照明器具、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート（送迎車などの仕切り）、透明ビニールカーテン（受付などへ設置）、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、一人鍋・一人皿、消毒液設置台、蓋付き便座便器（温水洗浄付きのもの、自動洗浄付きのものを含む。ただし、蓋を閉じて洗浄することを表示してください）</p> <p>※パーティションは、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度の基準に合致すること。</p> <p>&lt;消耗品&gt; フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール、簡易抗体検査キット</p>

※上記のほか、条件付きで補助対象となるものについて、「別紙」を御参照ください。

## ×補助対象とならないもの

- ・~~次亜塩素酸水噴霧器~~
- ・ハンドドライヤー
- ・~~一般的なエアコン~~
- ・蓋なし温水洗浄便座
- ・新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する効果が証明されていない抗菌、抗ウイルス製品
- ・感染症予防が主たる目的でないもの（通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機、布団乾燥機など汎用性があるものは原則として対象外です。）

※消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。

※役務の提供、保守費用等は支援対象となりません。

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金の主な補助対象備品及び消耗品（機器等購入）

○補助対象となるもの（条件付き）

品目	条件（必要書類等）
<p>オゾン発生器（空間除菌用品）</p> <hr/> <p>ドアノブや手すり等の抗ウイルス加工材（工事を伴わないもの）</p>	<p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログ等、当該製品の仕様が分かる資料。</li> <li>・実証実験結果等、新型コロナウイルスに対する有効性を証明する資料。</li> <li>・製品の使用方法に関する説明資料。</li> <li>・保証書の写し。</li> </ul> <p>※以上の資料4点が揃った場合に、補助対象とする。</p> <p><b>【補足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の使用方法に関する説明資料の代表例として、取扱説明書の写しを想定。</li> <li>・正しい使用方法を認識した上で、当該製品を使用することを担保するための資料。</li> <li>・保証書の写しは、製品性能を担保するための資料。</li> </ul>
<p>空気清浄機（T P Aフィルタ、T A F Uフィルタ、U L P Aフィルタを搭載するもの）</p>	<p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該フィルタを備えていることが分かる資料。</li> </ul> <p><b>【補足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のフィルタについても、0.3μmの粒子を99.97%以上捕捉する性能があれば、補助対象になり得る。</li> <li>・条件を満たすフィルタを備えていることが分かる資料を要提出。</li> </ul>
<p>消毒液（前ページの表に記載の無いもの）</p>	<p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログ等、当該製品の仕様が分かる資料。</li> <li>・実証実験結果等、新型コロナウイルスに対する有効性を証明する資料。</li> <li>・当該製品に含まれる有効成分濃度が、実証実験等により示された新型コロナウイルス対策としての有効基準値を満たす製品であることが分かる資料。</li> </ul>

上記に記載のないものは、事務局までお問い合わせください。